

広域ごみ処理施設整備基本構想

施設整備の検討

令和2年11月

東紀州広域ごみ処理に係る

一部事務組合設立準備会

(尾鷲市・熊野市・紀北町・御浜町・紀宝町)

目 次

1	建設予定地の基本条件.....	1
2	土地利用状況	4
3	敷地条件	5

1 建設予定地の基本条件

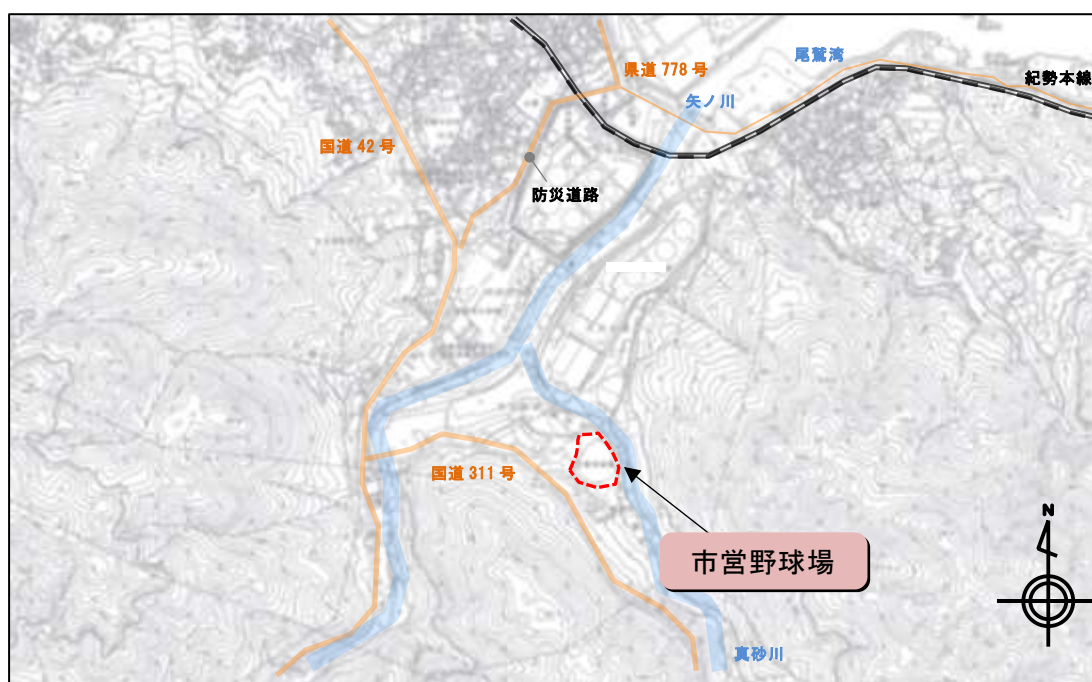
(1) 位置

建設予定地は、尾鷲市中心部付近真砂川付近に位置し、尾鷲湾に近い山麓の平坦地にある。また、現在は尾鷲市により野球場として運用されている。

西側を国道 42 号が通っているほか、南側を国道 311 号が通っている。

建設予定地の位置：尾鷲市矢浜真砂地内

建設予定地の面積：約 23,000m²



資料：国土地理院地形図を加工

図 1.1 建設予定地位置

(2) 地形・地質及びその他自然的状況

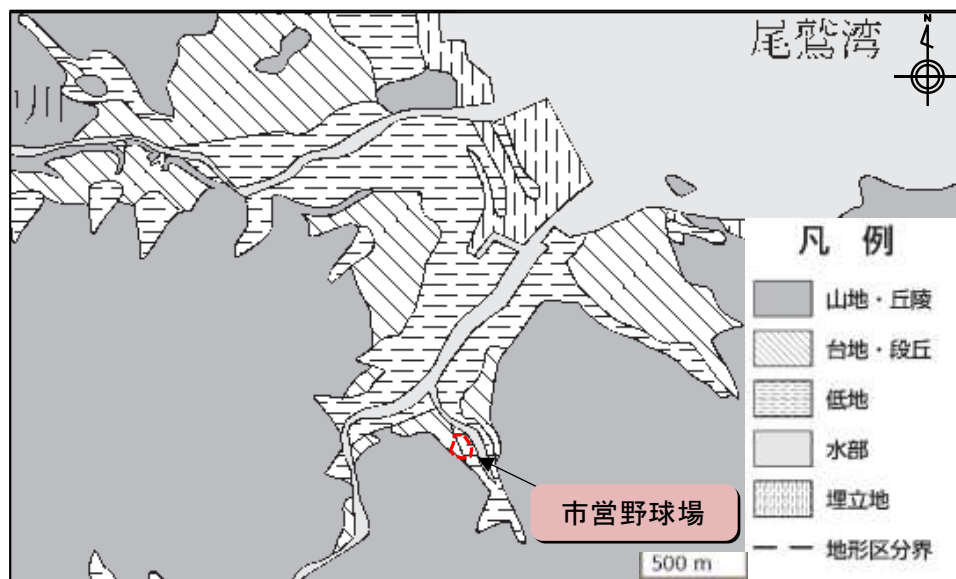
広域の地形は、熊野灘沿岸地域では山地や丘陵が海岸近くまで迫り、海食崖が発達したりアス式海岸となっている。尾鷲湾の入り江では標高2~4m程度で低位の海岸平野が広く形成されている。

周辺では、矢ノ川沿いに砂、礫が堆積し低位の平坦面が分布しているが、山麓では標高がやや高い中位の段丘面が形成されている。



資料：地理院地図（電子国土WEB）HP（<https://www.gsi.go.jp/>）（H25.10）国土地理院

図 1.2 周辺の色別標高図

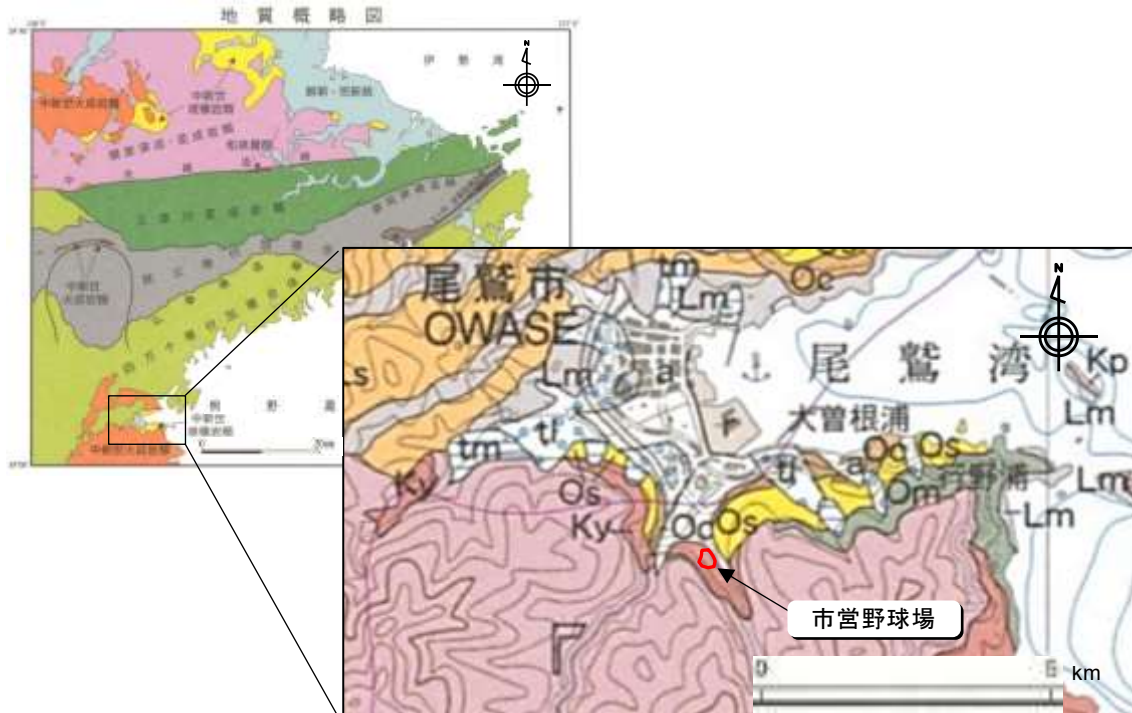


資料：2万5千分の1土地条件図「尾鷲」（H25）国土地理院

図 1.3 周辺の地形地域区分図

広域の地質は、白亜紀から第三紀の砂岩・泥岩等からなる四万十帯の的矢層群が熊野灘沿いに広く分布し、第三紀中新世の花崗斑岩等からなる熊野酸性火成岩類がそれを覆うまたは貫入して分布している。

周辺の地質は、第三紀中新世の砂岩・泥岩等からなる尾鷲層群が、上記の熊野酸性火成岩に覆われて分布している。熊野酸性火成岩は、侵食に強いため急峻な山地を形成している。



時代	地層	記号	層相	
新生代	第四紀	埋立地	r	
		砂州、砂丘及び海浜堆積物	b	砂及び礫、泥を伴う
		氾濫原、後背湿地及び谷底低地堆積物	a	泥、砂及び礫
		低位段丘堆積物	tl	礫、砂及び泥
		中位段丘堆積物	tm	礫、砂及び泥
	新第三紀	熊野酸性火成岩類	Kg	細粒黒雲母花崗岩
			Ka	斑状花崗岩
			Ky	熔結凝灰岩及び結晶質粗粒凝灰岩
		尾鷲層群	Om	塊状シルト岩を主体とし、砂岩薄層を挟有する
			Oa	細粒砂岩及び砂岩シルト岩互層を主体とし、礫岩を挟有する
中生代	白亜紀	四万十帯付加複合体的矢層群	Ls	厚層理砂岩
			Lm	泥岩優勢の砂岩泥岩細互層

資料：20万分の1地質図幅「伊勢」(H22.2) 独立行政法人産業技術総合研究所地質調査総合センター

図 1.4 周辺の地質図

2 土地利用状況

約 1km 圏内には真砂地区および矢浜地区、大字向井地区がある。また、北西方向に尾鷲市役所水道部の送水場、南方向には尾鷲市クリーンセンターがある。

周辺の土地利用は、北側は市街地となっており、東側及び南側は森林地帯及び空閑地が多くなっている。また、北西方向に市立尾鷲中学校、市立矢浜小学校、北東方向に市立向井小学校がある。



資料：国土地理院航空写真を加工

図 2.1 周辺土地利用の状況

3 敷地条件

建設予定地は山麓の平坦地であり、面積は約 23,000 m²となっている。また、敷地の平坦部は標高約 23.7mとなっている。

現状では尾鷲市営野球場として運用しており、今後、広域ごみ処理施設の整備にあたり尾鷲市と協議を行っていく。



資料：国土地理院地形図を加工



図 3.1 市営野球場状況図

(1) ユーティリティ条件

① 給水

尾鷲市の上水道供給区域外となっているが、現状では林道八鬼山線沿いから引き込みが行われている。

今後、広域ごみ処理施設で使用するプラント用水及び生活用水への給水量等を考慮し、尾鷲市と協議を行っていく。



資料：尾鷲市水道事業経営戦略（2019年3月） 尾鷲市

図 3.2 給水区域図

② 排水

公共下水道計画区域外となっており、現段階では公共下水道施設が未整備である。

広域ごみ処理施設の計画にあたっては、排水方法について、関係機関と協議を行っていく。

③ ガス

都市ガスの供給区域外となっており、ボンベ供給による LP ガスの使用となっている。

広域ごみ処理施設では LP ガスの使用を条件に詳細の検討を行っていく。

④ 電気

現状では国道 311 号沿いからの引きこみが行われている。

広域ごみ処理施設の計画にあたっては、発電設備の有無等により引き込み条件が変わると予想されるため、電気事業者と協議を行っていく。

⑤ 電話

現状では引きこみは行われていないが、近隣施設までの引き込みは行われている。今後、電話事業者と協議を行っていく。

(2) 搬出入道路

広域的な搬出入における道路状況については、国道 42 号から国道 311 号を通り市道から施設内道路へと接続する。

敷地内道路へと接続する市道は、大型車による対向のための幅員が十分ではないことから、今後、尾鷲市と協議を行っていく。



資料：国土地理院地形図を加工

図 3.3 主な搬出入道路（広域）



資料：国土地理院地形図を加工

図 3.4 主な搬出入道路（詳細）

(3) 雨水排水

現状では、雨水は球場設備の暗渠排水管から真砂川へ放流されている。

広域ごみ処理施設の計画にあたっては、現状と同様に真砂川への排出を基本としながら、現存している暗渠排水設備の利用含め尾鷲市と協議を行っていく。

(4) 法規制等

法規制等について、関連のあるものについては、事業実施に際して関係部局との調整が必要である。

表 3.1 関連法規制等

分類	関係する法令等	調査項目等	関連性
土地利用	都市計画法	市街化区域、市街化調整区域、非線引き区域、準都市計画区域、風致地区	尾鷲都市計画区域に含まれる
	都市緑地保全法	緑地保全地区	該当なし
	都市再開発法	都市再開発区域	該当なし
	土地区画整理法	土地区画整理区域	該当なし
	景観法	景観計画区域	三重県景観計画区域に含まれる
	農地法	農業振興区域	該当なし
	統計法	人口集中地区	該当なし
	水道法	水道水源保護地域	尾鷲市水道保護地域に含まれる
安全性	建築基準法	災害危険区域	該当なし
	三重県建築基準条例	崖条例	適合する必要がある
	河川法	河川区域 河川保全区域	該当なし
	砂防法	砂防指定地	該当なし
	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	急傾斜地崩壊危険区域	該当なし
	地すべり等防止法	地すべり危険地区	該当なし
	土砂災害防止法	警戒区域 特別警戒区域	該当なし
	農業振興地域の整備に関する法律	農用地	該当なし
	文化財保護法	埋蔵文化財位置、指定文化財	該当なし
	宅地造成等規制法	宅地造成工事規制区域	該当なし
	災害対策基本法	地域防災計画	避難施設に該当しない
自然環境	森林法	保安林、保安施設地区、地域森林計画対象民有林	一部、地域森林計画対象民有林に該当する
	自然公園法	自然公園地域、自然環境保全地域、緑地環境保全地域	該当なし
	鳥獣保護及び狩猟に関する法律	鳥獣特別保護地区	該当なし
	総合保養地域整備法	特定地域	該当なし
	自然環境保全法	原生自然環境保全地域 自然環境保全地域特別地区	該当なし



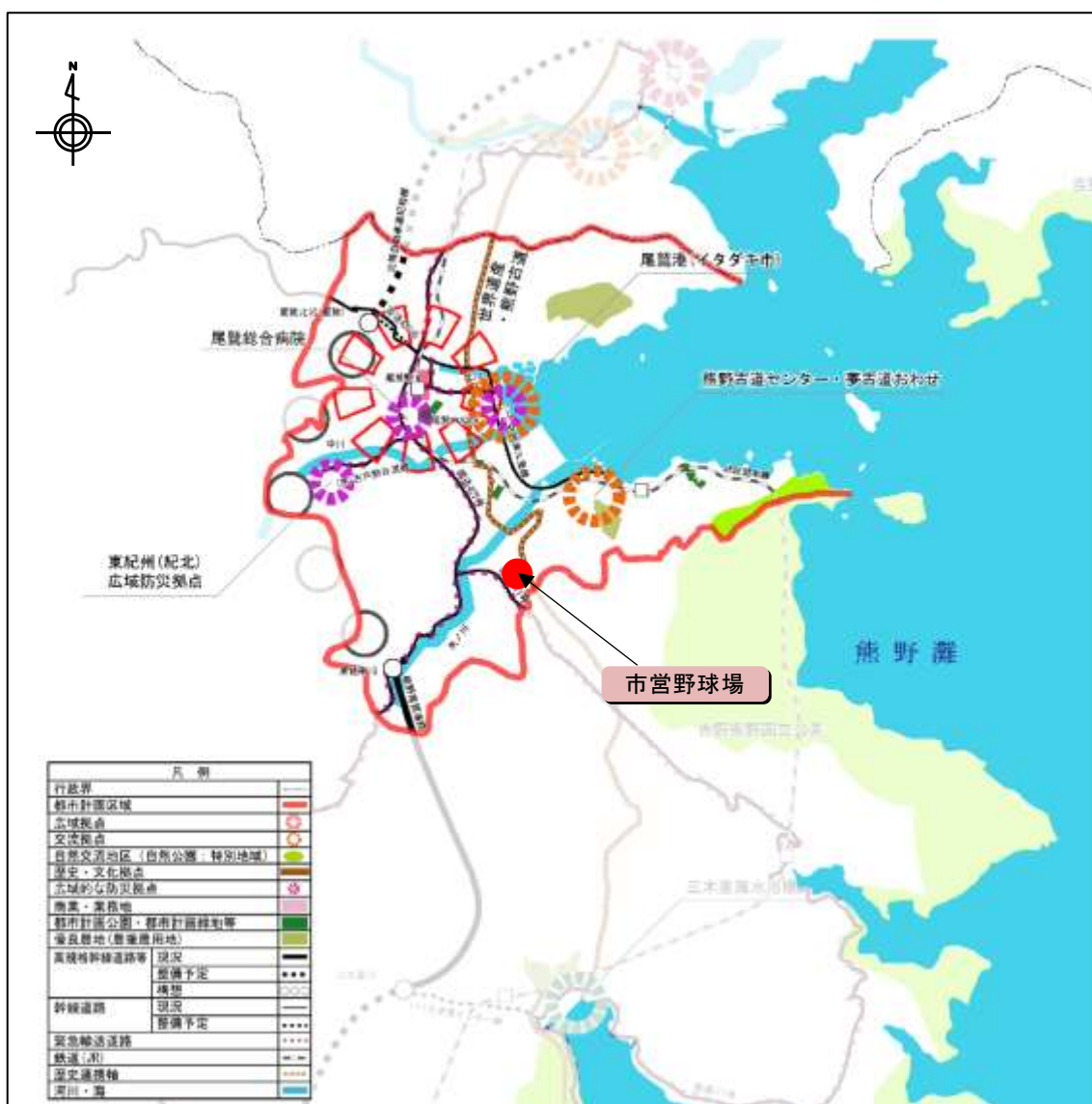
資料：国土交通省土地利用調整総合支援ネットワークシステム (LUCKY)

図 3.5 法規制状況

① 都市計画区域

建設予定地は尾鷲都市計画区域に含まれる。

周辺の道路は、熊野古道を含むエリアが、歴史・文化拠点として位置づけられており、個性ある歴史・文化、景観を生かした魅力ある地域づくりを行うため、当該区域の周辺を含めて景観地区等の地域地区や地区計画等の適用を図るほか、都市計画法以外の法制度との連携により区域の保全を図ることとされている。



資料：尾鷲都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（平成 22 年） 三重県

図 3.6 尾鷲都市計画区域 土地利用構想図

② 都市計画での規制内容

建設予定地は都市計画区域に含まれるが、区域区分・用途地域の指定は無い。
また、建ぺい率は70%、容積率は200%である。

表 3.2 都市計画規制内容

区域・用途地域	都市計画区域	都市計画区域外（須賀利町、九鬼町、早田町、三木浦町、三木里町、名柄町、小脇町、古江町、梶賀町）、および山間部を除く区域
	未線引き	市内全域（市街化区域・市街化調整区域の指定なし）
	用途地域	指定なし（全域）
	防火・準防火地域	なし（ただし市内全域 法22条地域）
建蔽率、容積率	建蔽率	70%（三重県条例により角地の緩和あり）
	容積率	200%を限度とする ※ 全面道路幅員による基準（幅員×6/10）
斜線制限等	道路斜線制限	1：1.5 距離20m
	隣地斜線制限	1：2.5 立上り31m
	北側斜線制限	なし
	壁面後退	なし
	日影規制	なし
その他の地域・地区	臨港地区	港町、朝日町、林町、瀬木山町のうち県道より海側
	景観保護地区	熊野古道（各峠のみ）沿線（→教育委員会へ）
公共下水道	市内全域なし、排水は合併浄化槽を經由し原則側溝放流とする	

出典：尾鷲市都市計画資料

③ 尾鷲市熊野参詣道伊勢路景観保護条例

尾鷲市熊野参詣道伊勢路景観保護条例では、熊野参詣道伊勢路の保存すべき地帯を、文化的景観保全地帯（以下「保全地帯」という。）として指定することができるとしており、保全地帯では次の行為を行う場合には予め市長の許可を得る必要がある。

広域ごみ処理施設の計画にあたっては、関係部局との調整を進めていく。

【保全地帯での制限内容】

- ・建築物及び工作物の新築、増築、改築、移転、大規模の修繕若しくは外観の色彩の変更
- ・広告物の設置及び形状等の変更
- ・土地の形質の変更
- ・鉱物の採掘または土石の採取
- ・木竹の伐採または植栽を除くその他景観保全に特に大きな影響を及ぼすおそれがあると市長が認める行為

(参考)

世界遺産の直接指定対象として厳格に保護される地域を「コアゾーン（核心地域）」と呼ぶ。また、コアゾーンの周囲に設けられた利用制限区域を「バッファゾーン（緩衝地帯）」と呼ぶ。



資料：熊野古道アクションプログラム 3 保全と活用のための活動指針

(平成 27 年 3 月 熊野古道協働会議)

④ 尾鷲市水道水源保護条例

建設予定地は矢ノ川の取水場上流に位置し、水源保護地域（以下「保護地域」という。）の指定区域に含まれる。保護地域では、次の行為を行う場合には、予め市長と協議を行う必要がある。広域ごみ処理施設の計画にあたっては、尾鷲市水道部局との調整を進めていく。

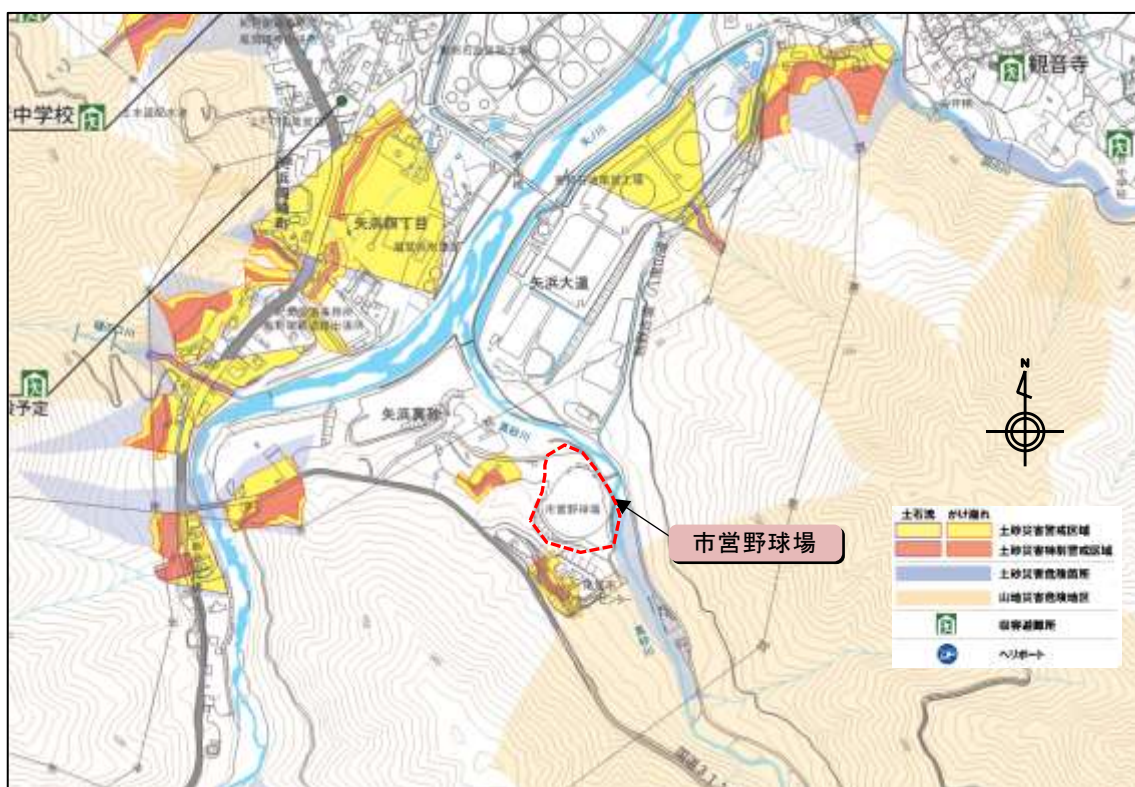
【保護地域での協議が必要な事業】

- ・採石業
- ・産業廃棄物処理業
- ・建設汚泥(建設工事に係る掘削工事から生じる泥状の掘削物及び泥水のうち産業廃棄物として取り扱われるもの)由来のものを使用した事業
- ・その他水源の水質を汚濁させ、又はそのおそれのある施設を設置する事業

⑤ 土砂災害防止法

建設予定地は現状では、土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域に含まれていないが、南側に位置する尾鷲市クリーンセンターおよび接続する市道近隣において区域指定がされている。なお、土砂災害防止法の調査は、人的被害を軽減するために行われることから、新施設建設後に区域指定がされる可能性がある。

広域ごみ処理施設の計画にあたっては、三重県と協議を行っていく。



資料:土砂災害マップ 尾鷲南(尾鷲市)

図 3.7 土砂災害警戒区域、特別警戒区域等

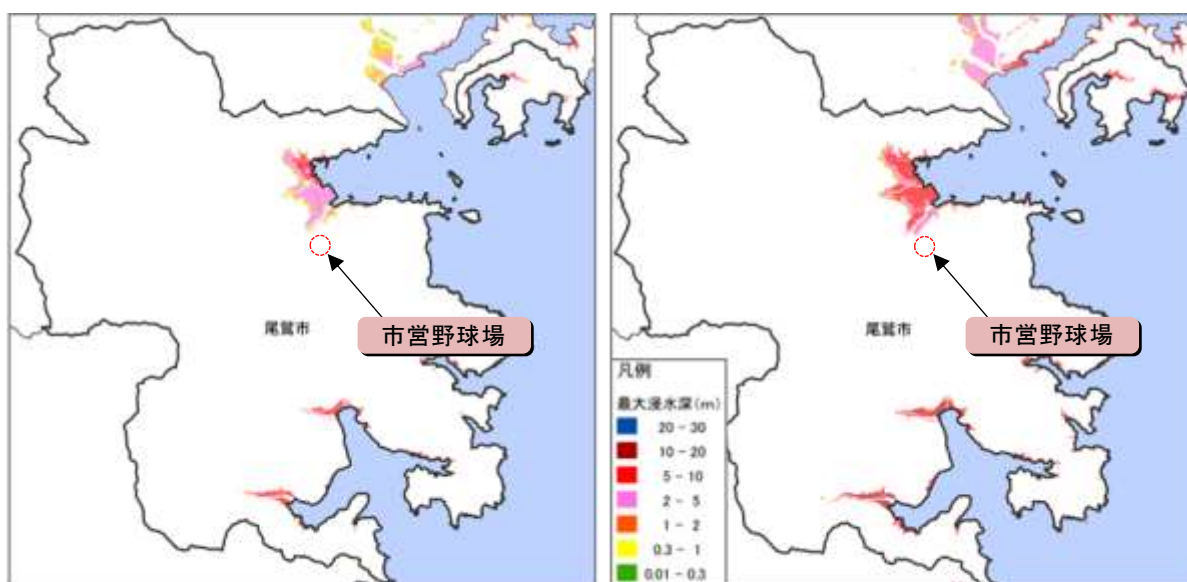
⑥ その他（津波対策）

尾鷲市地域防災計画（平成 31 年 2 月 尾鷲市）では、三重県が平成 26 年 3 月に公表した、「三重県地震被害想定調査」を前提として作成されている。

また、尾鷲市では、市内に被害をもたらすことが予想される津波浸水想定に基づき、新たな津波ハザードマップを平成 27 年 4 月に作成している。

建設予定地では、「三重県地震被害想定調査」における想定で、理論上最大クラスの南海トラフ地震の場合、津波浸水エリアには含まれていない。

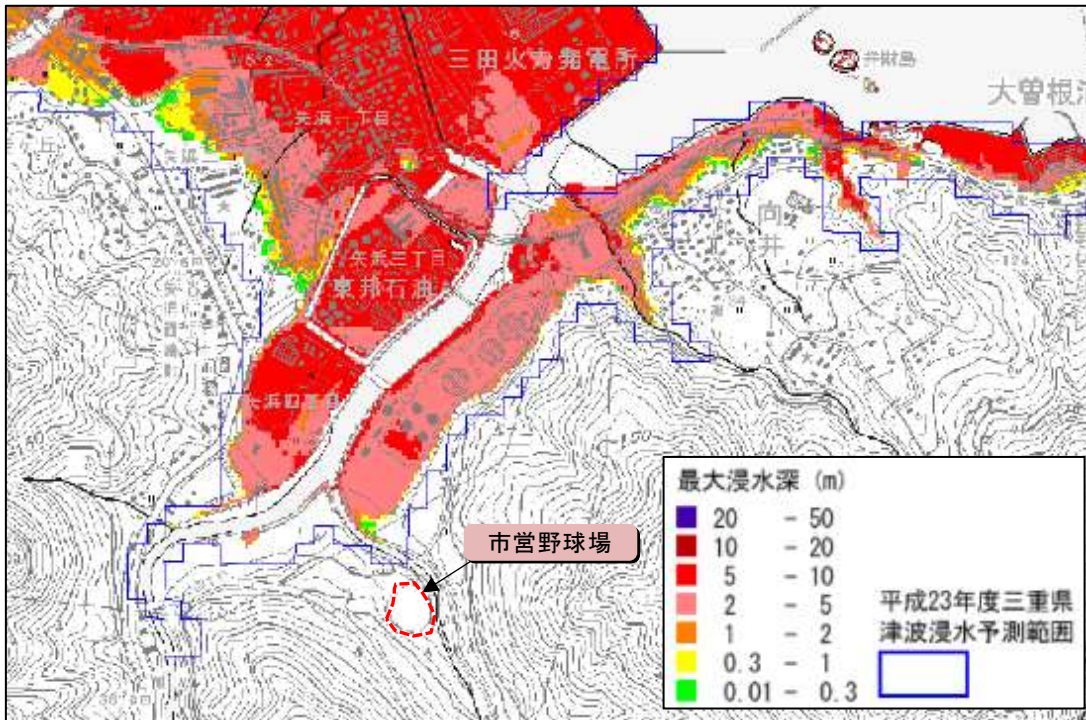
広域ごみ処理施設の計画にあたっては、対象とする地震モデル（過去最大クラスの南海トラフ地震または、理論上最大クラスの南海トラフ地震）を設定し、想定される災害への対応を尾鷲市と連携し行っていく。



南海トラフ地震の津波浸水予測図(左: 過去最大クラス(堤防決壊の場合)、右: 理論上最大クラス)

資料:尾鷲市地域防災計画(平成 31 年 2 月)(三重県地震被害想定調査より)

図 3.8 津波浸水エリア（尾鷲市地域防災計画）



資料:三重県地震被害想定調査(平成26年3月)

图 3.9 津波浸水予測図 尾鷲市 (三重県地震被害想定調査)